

議 事 日 程 (第 5 号)

令和 8 年 6 月 12 日 (金曜日) 午前 10 時開議

(開 議)

○ 諸報告

- 1 発言の訂正について
- 2 請願・陳情の付託について

- | | | |
|------|------------------|--|
| 第 1 | 議案第 69 号 | 北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について |
| 第 2 | 議案第 70 号 | 北九州市印鑑条例の一部改正について |
| 第 3 | 議案第 71 号 | 北九州市市税条例の一部改正について |
| 第 4 | 議案第 72 号 | 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第 5 | 議案第 73 号 | 若戸大橋 (吊橋部) 橋梁補修工事 (6 - 2) 請負契約の一部変更について |
| 第 6 | 議案第 74 号 | 市道路線の認定、変更及び廃止について |
| 第 7 | 議案第 75 号 | 令和 8 年度北九州市一般会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 8 | 議案第 76 号 | 北九州市副市長の選任について |
| 第 9 | 議案第 77 号 | 北九州市教育委員会委員の任命について |
| 第 10 | 議案第 78 号 | 北九州市監査委員の選任について |
| 第 11 | 議案第 79 号 | 北九州市農業委員会委員の任命について |
| 第 12 | 議員提出議案
第 12 号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書について |
| 第 13 | 議員提出議案
第 13 号 | 豊かな学びの実現と教職員定数の充実に関する意見書について |
| 第 14 | 議員提出議案
第 14 号 | 全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書
について |
| 第 15 | 議員提出議案
第 15 号 | 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書について |
| 第 16 | 議員提出議案
第 16 号 | 中東情勢等を踏まえた地方財政支援に関する意見書について |
| 第 17 | 議員提出議案
第 17 号 | 「日本国国章損壊罪」の制定を求める意見書について |
| 第 18 | 議員提出議案
第 18 号 | イラン情勢に伴う影響から市民生活と地域経済を守るための対策強化を求
める意見書について |
| 第 19 | 議員提出議案
第 19 号 | 部活動及び地域クラブ活動における移動時の安全確保等を求める意見書に
ついて |
| 第 20 | 議員提出議案
第 20 号 | 健康保険証とマイナ保険証の併用継続を求める意見書について |
| 第 21 | 議員提出議案
第 21 号 | 地球温暖化対策の強化を求める意見書について |
| 第 22 | 請願・陳情の継続審査について | |

第23 所管事務の継続調査について

第24 議員の派遣について

第25 会議録署名議員の指名

(閉 会)

会議に付した事件

日程第 1 議案第69号から

日程第 7 議案第75号まで

日程第 8 議案第76号から

日程第11 議案第79号まで

日程第12 議員提出議案第12号から

日程第21 議員提出議案第21号まで

日程第22 請願・陳情の継続審査について

日程第23 所管事務の継続調査について

日程第24 議員の派遣について

日程第25 会議録署名議員の指名

出席議員 (55人)

1 番	菊 地	公 平	2 番	佐 藤	栄 作
3 番	上 野	照 弘	4 番	吉 村	太 志
5 番	田 仲	常 郎	6 番	宮 崎	吉 輝
7 番	中 村	義 雄	8 番	鷹 木	研 一 郎
9 番	戸 町	武 弘	11 番	片 山	尹
12 番	村 上	幸 一	13 番	日 野	雄 二
14 番	吉 田	幸 正	15 番	西 田	一
16 番	田 中	元	17 番	金 子	秀 一
18 番	廣 田	信 也	19 番	立 山	幸 子
20 番	た か の	久 仁 子	21 番	小 松	み さ 子
22 番	富 土 川	厚 子	23 番	渡 辺	修 一
24 番	中 島	隆 治	25 番	松 岡	裕 一 郎
26 番	木 畑	広 宣	27 番	村 上	直 樹
28 番	成 重	正 丈	29 番	岡 本	義 之
30 番	三 宅	ま ゆ み	31 番	森 本	由 美
32 番	大 久 保	無 我	33 番	小 宮	け い 子
34 番	森	結 実 子	35 番	泉	日 出 夫
36 番	中 村	じゅん 子	37 番	山 崎	英 樹
38 番	山 田	大 輔	39 番	宇 都 宮	亮
40 番	永 井	佑	41 番	伊 藤	淳 一
43 番	高 橋	都	44 番	山 内	涼 成
45 番	荒 川	徹	46 番	大 石	正 信
47 番	伊 崎	大 義	48 番	本 田	一 郎
49 番	奥 村	直 樹	50 番	小 金 丸	かずよし
51 番	小 宮	良 彦	52 番	井 上	し ん ご
53 番	柳 井	誠	54 番	村 上	さ と こ
55 番	松 尾	和 也	56 番	有 田	絵 里
57 番	井 上	純 子			

欠席議員 (2人)

10 番	香 月	耕 治	42 番	宇 土	浩 一 郎
------	-----	-----	------	-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	江 口 哲 郎
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千賀子
会 計 室 長	岩 佐 健 史	危 機 管 理 監	山 下 耕太郎
技術監理局長	石 川 達 郎	政 策 局 長	遠 坂 佳 将
総務市民局長	三 浦 隆 宏	財政・変革局長	武 田 信 一
保健福祉局長	小笠原 圭 子	子ども家庭局長	中原田 香 織
環 境 局 長	木 下 孝 則	産業経済局長	柴 田 泰 平
都市ブランド 創 造 局 長	池 永 紳 也	都市戦略局長	小 野 勝 也
都市整備局長	南 孝 昌	港湾空港局長	倉 富 樹一郎
消 防 局 長	岸 本 孝 司	上下水道局長	廣 中 忠 孝
交 通 局 長	中 島 尚	公営競技局長	宮 金 満
教 育 局 長	太 田 清 治	行政委員会 事 務 局 長	武 藤 朋 美

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	天 本 克 己	次 長	大 迫 道 広
議 事 課 長	松 尾 康 彦		ほか関係職員

午前10時00分開議

○議長（中村義雄君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

市長から、6月4日及び5日の会議における発言の一部について、大石正信議員及び田中元議員から、6月4日の会議における発言の一部について、富士川厚子議員から、6月5日の会議における発言の一部について、並びに小金丸かずよし議員から、6月8日の会議における発言の一部について訂正の申出がっておりますので、議長においてこれを許可いたしました。

次に、請願2件及び陳情17件を所管の常任委員会にそれぞれ付託いたしました。

以上、報告いたします。

日程第1 議案第69号から、日程第7 議案第75号までの7件を一括して議題といたします。

各常任委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

まず、総務財政委員長、12番 村上議員。

○12番（村上幸一君）総務財政委員会に付託されました議案4件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第75号のうち所管分について委員から、長期化する物価高騰に対応するため、取崩し額が減少した財政調整基金など、本市の財源も活用した、市民全体に恩恵が及ぶ取組を検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第69号から71号まで及び75号のうち所管分の以上4件については、いずれも全員賛成で承認並びに可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、経済港湾委員長、23番 渡辺議員。

○23番（渡辺修一君）経済港湾委員会に付託されました議案1件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第75号のうち所管分について委員から、本市の企業誘致が進むよう、響灘臨海工業団地の円滑な取引に努められたい。

北九州空港の路線誘致において、しっかりと目標を設定し、事業の成果を適切に把握できるよう努められたい。

清州便について、アウトバウンドの利用促進のため、清州だけでなく近隣都市の観光資源なども活用したPRに努められたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第75号のうち所管分については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、都市ブランド教育委員長、43番 高橋議員。

○43番（高橋都君）都市ブランド教育委員会に付託されました議案2件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第72号について委員から、教師やスクールソーシャルワーカー等、不登校の児童生徒に関わる職員が児童生徒と向き合うためのノウハウやスキルを積み上げ、全小・中学校にも共有されたい。

学びの多様化学校の周知について、t e t o r uやSNS等を活用し、全家庭にしっかり届くように努められたい。

また、画像を使用したチラシ作りなど、児童生徒や保護者に理解しやすい周知を検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第72号及び75号のうち所管分の以上2件については、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、保健福祉子ども委員長、17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）保健福祉子ども委員会に付託されました議案1件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第75号のうち所管分について委員から、今後、国が同様の事業を実施する可能性を考慮し、引き続き事務費を下げる努力を行われたい。

物価高で困っている世帯のために、給付金の支給を早急かつ正確に行われたい。

対象者に対して、様々な手段で分かりやすく周知を行われたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第75号のうち所管分については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、環境水道防災委員長、13番 日野議員。

○13番（日野雄二君）環境水道防災委員会に付託されました議案1件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第75号のうち所管分について委員から、指定ごみ袋の製造費の高騰に対する指定ごみ袋の料金改定の可能性等について質疑があり、当局から、ごみ処理手数料は様々な要素を考慮して設定しているものであり、現時点では指定ごみ袋の製造費の高騰によって直ちに改定するという考えはない等の答弁がありました。

なお、委員から、指定ごみ袋の製造費の高騰について、調達方法や在庫管理の見直しを研究し、市民が不安を抱くことのないよう、情報発信を強化されたい。

市民負担を軽減するため、指定ごみ袋の広告収入の確保について、引き続き努力をされたい。

原油不足等の現状や温室効果ガス削減の観点から、指定ごみ袋の素材転換の可能性を鑑み、本市の技術力を生かした取組を一層促進されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第75号のうち所管分については、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（中村義雄君）次に、都市戦略整備委員長、34番 森議員。

○34番（森結実子君）都市戦略整備委員会に付託されました議案2件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第73号について委員から、若戸大橋の補修工事はかなり大事なものとなるので、徹底して行われたいとの意見がありました。

以上の経過で、議案第73号及び74号の以上2件については、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）ただいまの各委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。54番 村上議員。

○54番（村上さとし君）緑の風、村上さとしです。議案第75号、令和8年度北九州市一般会計補正予算について、会派を代表し、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算は、一般会計で16億2,230万8,000円を追加するものです。内容は、北九州市くらし応援手当の対象拡大に5億5,000万円、指定ごみ袋の製造費高騰への対応に1億5,000万円、このほか、北九州フライトネットワーク拡充、響灘臨海工業団地立地促進、九州鉄道記念館改修の各事業です。

長引く物価高騰が市民生活を直撃する中、新たに非課税世帯となった世帯やこれまで制度のはざまに置かれてきた住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり1万円の給付を広げたことは、一定の前進です。指定ごみ袋の製造費高騰への対応も、新たな市民負担を生まないために不可欠な措置であると考えます。したがって、本補正予算に賛成をいたします。

しかし、賛成をもって物価高騰対策を十分と認めるものではありません。今回、市民生活に関わる物価高騰対策費は、一般会計当初予算6,476億8,400万円の約0.11%にとどまります。僅か0.11%の規模では、市民が直面している深刻な実態に見合う対策とは言えません。

物価高騰は、買物、光熱費、燃料費、子育て費用、事業者の仕入れや運送費など、あらゆる場面に及んでいます。今求められているのは、一部の枠にとどまる支援ではなく、市民に広く行き渡る支援です。

令和7年12月議会で、事務経費を抑え、効果的で公平な物価高騰支援策の検討を求めた附帯

決議の趣旨からすれば、水道料金、下水道使用料の減免は、申請不要で、広く市民に行き届き、家計の固定費を直接かつ確実に引き下げることができる有効な支援です。市民のために平時からシステム改修を行い備えておけば、いつでも迅速に機能することができますが、いまだ実施体制も整っていないことは、市民生活を守る備えが不十分であると言わざるを得ません。

市長に対し、物価、賃金、家計、中小企業の切実な実態を踏まえ、水道料金、下水道使用料の基本料金減免を含めた追加支援を講じるよう強く求めた上で、賛成といたします。

以上で討論を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

各委員長から報告のありました議案7件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも承認並びに原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案7件は、いずれも承認並びに原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第76号から、日程第11 議案第79号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（武内和久君）ただいま上程されました議案について御説明いたします。

まず、北九州市副市長の選任につきましては、副市長1名が本年7月11日に退職することに伴い、その後任として、議案に記載の者を選任するためのものであります。

次に、北九州市教育委員会委員の任命につきましては、委員のうち1名が本年7月8日に任期満了となることに伴い、その後任として、議案に記載の者を任命するためのものであります。

次に、北九州市監査委員の選任につきましては、委員のうち1名が本年6月30日に退職することに伴い、その後任として、議案に記載の者を選任するためのものであります。

最後に、北九州市農業委員会委員の任命につきましては、当該委員が本年7月17日に任期満了となることに伴い、議案に記載の者を任命するためのものであります。

以上、上程されました議案について提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村義雄君）ただいまから質疑に入ります。1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君） 皆さんおはようございます。自由民主党・無所属の会、菊地公平でございます。

ただいま提案のありました教育委員会委員の任命について、自由民主党・無所属の会を代表し、市長にお尋ねいたします。

今回御提案の河野智文候補は、長く国語科教育の研究と教員養成に携わってこられた、教育の中身に通じた方と承知しております。本市の教員研修にも関わってこられたと伺っており、現場感覚を備えた人選であると、私どもは率直に受け止めております。

その上で、市長にお尋ねいたします。

第1に、数ある候補の中から、今回、河野候補を教育委員として任命するに至った理由を改めてお聞かせください。

第2に、現在、北九州市教育委員会は、幾つもの重い意思決定を目前に控えております。1つは、部活動の地域展開であります。受皿の整備が緒に就いたばかりであり、子供たちが安心して活動が続けられる環境をいかに用意できるかについて、待ったなしの状況でございます。

もう一つは、いわゆる学校給食費の無償化に関連する判断であります。市立の小学校では無償化が実現する一方、中学校等の取扱い、そして、令和9年度以降の財源の確保と制度の継続性は、なお全庁を挙げて詰めていくべき論点として残されております。

これら本市教育行政が直面する大きな課題について、市は河野候補に対し、どのような説明を行い、どのような認識と問題意識を共有した上で今回の任命に至ったのか、任命権者としての市長のお考えをお聞かせください。

以上で私の第1質疑を終わります。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、任命するに至った理由についてお尋ねがございました。

このたびの教育委員の任命に当たりましては、質の高い教育環境の充実を図るという目的に向け、どのような方がふさわしいかということを念頭に置きながら、教育委員会から情報を収集しつつ人選を進めてまいりました。

今日、子供たちを取り巻く教育環境は、複雑化、多様化しております。教育委員会が抱える様々な課題の解決に向けて、教育全般に関する高い見識に基づく的確な意見、助言を期待して提案させていただきました。

河野氏は、福岡教育大学において約20年にわたり教べんを執られ、教員養成を含めた教育全般に関する専門的な知識を有し、北九州市子ども読書活動推進会議の委員を務めるなど、北九州市の教育についても理解があることなどから、教育分野の専門家として御貢献いただけるものと考えております。こうしたことを総合的に勘案し、北九州市の教育委員として適任であると判断したところでございます。

残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）続きまして、河野候補に対し、どのような説明を行い、どのような認識と問題意識を共有した上で任命に至ったのかという御質問にお答えいたします。

教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定する組織でございまして、教育委員を任命するに当たりましては、市長が定める北九州市教育大綱あるいは教育委員会が策定する北九州市こどもまんなか教育プランに基づいて進める教育行政の現状や今後の方向性を共有することは大変重要であると考えております。このため、従来より、教育委員の候補者には、教育委員会制度や教育行政の現状等につきまして、教育委員会から事前に説明を行っているところでございます。

河野氏に対しましては、本年５月に、教育委員会から、教育委員会制度の内容、教育委員の要件、任期について、また、教育行政に関し重要な方針を決定する教育委員会会議において過去２年間で議論を行いました教育課程、いじめ、不登校問題、読書の推進、学校部活動の地域展開、おいしい給食や給食費の無償化、教職員人事などについて、さらには、教育全般に係る課題やあるべき姿について、市長と教育委員会が意思疎通を図り、教育行政の推進を図ることを目的に実施される総合教育会議制度などを説明した上で、これからの初等中等教育の在り方につきまして意見交換を行ったものと承知しております。

教育委員会の事務に関するさらに詳細な内容につきましては、市議会の同意が得られた後に、教育委員会が説明を行うこととしております。その中で、北九州市こどもまんなか教育プランに基づいて実施する各施策や、令和８年度予算における主要事業などにつきまして、具体的な説明を行う予定と聞いております。これにより、教育委員会会議等の場で、河野氏には、教育分野に関する学識者の立場、また、福岡教育大学附属小・中学校で実際に学校運営に携わっている立場から、活発な御意見がいただけるものと期待しております。

今後も、教育委員の選定に当たりましては、法律に従い、適切に対応してまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（中村義雄君）１番 菊地議員。

○１番（菊地公平君）御答弁ありがとうございました。

河野候補のこれまでの実績と、特に読書の大切さというところに関しては、非常に共感するところでございます。私自身も自分の娘を育てている中で、読書の大事さは分かっておりますので、ぜひともそちらは推し進めていただければと思っております。

私ども市議会といたしましても、部活動の地域展開につきましては強い問題意識を持って臨んでおります。とりわけ、学校部活動から地域クラブへと移行していく中で、その受皿が、現に存在する数多くの学校部活動の規模に見合うだけ十分に整っているのか、そして、保護者や中学生が、学校部活動、認定地域クラブ、民間クラブチームのいずれを選ぶにせよ、安心して選択できる、家庭の目線に立った仕組みが用意されているのか、私どもはこの２点こそが要で

あると考えております。これは、行政だけで、あるいは議会だけで答えの出せる問いではございません。教育委員会という合議の場で、現場を知る委員の知見が生きてこそ、子供たちにとってよりよい形が見えてくるものと信じております。

なぜ我々がここまでこだわるのかといいますと、いわゆる学校部活動は子供たちにとって本当に大切な居場所だからです。中学、高校、大学、ここで同じ時を重ね、同じ思いを重ねることのできた出会いによって、一生続いていく親友という存在を得られる貴重な機会であると捉えております。この町で育ち大人になった子供たちが、その人生の選択の際に、親友のいる町と親友のいない町、どちらを選択するでしょうか。

そう考えますと、我々の愛したこの町を次の世代につないでいく中で、この大事な時期をしっかりサポートしてあげることこそが、この町の10年後、20年後にとって非常に重要な施策であるという認識をぜひとも共有していただきたいと思います。

最後に、要望を申し上げます。

新たに教育委員に就かれる方には、ぜひとも私ども議会との間で忌たんのない議論を重ねさせていただきたい。立場の違いを超えて、本市の子供たちにとって最善の環境を共に築いていく、そのための率直な対話に市としても教育委員会としても惜しみなく力を尽くしていただきますよう強く要望いたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案4件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

まず、議案第77号から79号までの3件については、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第76号について採決いたします。本件については、原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、日程第12 議員提出議案第12号から、日程第21 議員提出議案第21号までの10件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第12号から16号までの5件について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、15番 西田議員。

○15番（西田一君）ただいま議題となりました議員提出議案第12号から第16号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第12号、地方財政の充実・強化に関する意見書について申し上げます。

現在、地方公共団体では、少子・高齢化対策をはじめ、子育て支援、自治体DXの推進、物価高騰対策など、多岐にわたる行政課題への対応が求められています。また、近年の物価高騰や人件費などの上昇から、行政サービスの維持に必要な経費も増加しており、住民生活を支える行政サービスを安定的に提供するためには地方財政基盤の充実、強化が不可欠となっています。

よって、政府に対し、2027年度政府予算及び地方財政計画の策定に当たって、多様化かつ増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、必要な地方の一般財源総額の確保及び充実に努めることなどを要請するものです。

次に、第13号、豊かな学びの実現と教職員定数の充実に関する意見書について申し上げます。

学校現場では、不登校やいじめ、特別な支援を必要とする児童生徒、教職員の長時間労働など、多様化、複雑化する教育課題への対応が求められています。子供たちが安心して学び、一人一人に寄り添った教育を実現するには、少人数学級など、地域の実情を踏まえた教育環境整備が求められます。また、学校現場における働き方改革を着実に進めるためには、教員の業務負担軽減に向けた環境整備などへの支援も必要です。

よって、国会及び政府に対し、地方教育行政の実情を踏まえ、子供たちの豊かな学びを支える教育環境の充実に向け、義務教育費国庫負担制度を含め、必要な教育財源の確保に努めることなどを要請するものです。

次に、第14号、全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書について申し上げます。

近年、家族の介護等は無償で担うケアラーの負担が深刻な社会問題となっています。ケアラーが抱える肉体的疲弊や精神的孤立、経済的困窮などの問題は、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしています。

国が定めた経済財政運営と改革の基本方針2025において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されましたが、現行の取組は地方公共団体への支援にとどまっており、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていません。

よって、国会及び政府に対し、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立すること

なく安心して生活し、学びや就労など社会参加を継続できるよう、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念の明確化や、ケアラーを支援するため、分野横断的に取り組む法的枠組みの整備などを要請するものです。

次に、第15号、住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書について申し上げます。

住まいは社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラです。しかし、長引く物価高騰や家賃上昇が、低所得者や子育て世帯の家計を圧迫し、生活困窮に拍車をかけています。また、単身高齢世帯の急増により、賃貸住宅への入居拒否など、居住に関わる課題は多岐にわたり、深刻化しています。

現行の住居確保給付金や住宅扶助では、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しているとは言い難い状況です。

よって、国会及び政府に対し、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、低所得者や子育て世帯を対象とした新たな住宅手当制度の創設及び既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げなどを要請するものです。

最後に、第16号、中東情勢等を踏まえた地方財政支援に関する意見書について申し上げます。

中東情勢の激化に伴う原油価格高騰やサプライチェーンの混乱が、国民生活に大きな影響を及ぼしており、特に地方の中小企業にとっては、存続に関わる致命的なリスクとなっています。また、物価高騰は、市民生活にも大きな影を落としています。

政府は、適切な価格転嫁が行われるよう取り組んでいますが、価格転嫁が収入に反映されない世帯にとっては、負担が増大し、先行きへの不安が高まっています。しかし、本市をはじめ地方自治体は、いずれも厳しい財政状況にあり、独自の支援は困難です。

さらに、資材価格の高騰は、道路や河川の整備など、市民の生命を守るインフラ整備にも大きな影響を及ぼすことが見込まれます。

よって、政府に対し、地方自治体が地域の実情に応じて迅速かつ柔軟に対応できるよう、必要な財政支援及び制度整備を要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、議員提出議案第17号について、提案理由の説明を求めます。16番 田中議員。

○16番（田中元君）ただいま議題となりました議員提出議案第17号について、提案理由の説明を行います。

刑法第92条は、外国への侮辱目的でその国の国旗・国章を損壊等する行為を外国国章損壊罪と規定している一方、我が国の国旗である日章旗を損壊する行為の処罰規定はなく、刑法体系

上の不均衡が生じています。また、教育現場では、学習指導要領等に基づき、自国と他国の国旗をひとしく尊重するよう指導が行われており、教育法令と刑事法令の間に整合性を欠く状態が生じています。

さらに、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及やグローバル化が進展する中で、過去に確認された国旗の引き下ろしや焼却等の事案を将来に向かって抑止することが課題となっています。

ここで、本意見書の前提として、数点、確認的に申し上げます。

まず、本意見書が対象とする立法は、国旗の損壊行為に絞られたものであります。政府・与党の検討においては、当初の国章という広い概念から、社会通念上国旗として認識されるものに対象を限定する方向で議論が進んでおり、お子様ランチの旗や、絵画の一部として描かれた旗、アニメや漫画等の創作物は対象とならない方向で整理されています。

次に、損壊事案の存在についてです。国立国会図書館の調査によれば、昭和62年の沖縄国体会場における日章旗焼却事案や、平成20年の靖国神社境内における日章旗踏みつけ事案など、過去、国旗の損壊行為は複数確認されてきたところであり、立法事実は実在いたします。

そして、本立法が守ろうとする保護法益は、国家の威信や為政者への忠誠ではなく、国旗を大切に思う国民の感情、すなわち国民一般の社会的感情であります。これは、礼拝所不敬罪などと同様の社会的法益構成であり、現行刑法体系の中に既に存在する考え方であります。

最後に、本立法は、戦前の不敬罪のように個人の内心や思想信条を取り締まるものではありません。政府・与党の検討においても、国旗尊重義務等を国民に課すものではなく、思想信条の自由に反するものではないことが立法理念として明示されております。

本意見書は、こうした立法理念を前提とした上で、表現の自由との適正な調和を求めるものであります。これらを前提とした上で、表現の自由と適正な調和を図ることが不可欠であり、本意見書は、構成要件の明確性確保、表現の自由との調和、そして国民への丁寧な説明を要請事項として明記しております。

よって、国会及び政府に対し、刑法体系及び教育法令との整合性確保の観点から、日本国国章損壊罪の制定を強く求めるとともに、その制度設計に当たっては、しっかりとした議論の上、構成要件の明確性を確保し、処罰範囲が過度に広くなならないことなどを要請するものであります。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、議員提出議案第18号から21号までの4件について、提案理由の説明を求めます。46番 大石議員。

○46番（大石正信君）日本共産党市議団を代表して、ただいま議題となりました議員提出議案第18号から21号までの4件について、一括して提案理由の説明をいたします。

まず、議案第18号、イラン情勢に伴う影響から市民生活と地域経済を守るための対策強化を求める意見書についてです。

米国とイスラエルによるイラン攻撃と中東情勢の緊迫化は、原油価格の高騰や燃料・原材料の供給不安を招き、市民生活と地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがあります。とりわけ、医療・介護・福祉、公共交通、中小企業、農林漁業など、市民の暮らしを支える分野では、燃料費や資材価格の高騰、上昇による深刻な影響が懸念されます。

また、今回の事態は、海外の化石燃料に依存する我が国のエネルギー構造のぜい弱さを改めて浮き彫りにしました。

よって、国に対し、影響実態の把握と必要な財政・経営支援の強化、あわせて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの拡大など、エネルギー安全保障の確立を求めるものです。

次に、議案第19号、部活動及び地域クラブ活動における移動時の安全確保等を求める意見書についてです。

福島県で発生した高校生らを乗せたマイクロバス事故では、生徒1人が亡くなり、多数の負傷者が出る痛ましい結果となりました。この事故は、部活動や地域クラブ活動における移動、遠征時の安全対策の重要性を改めて示しています。

国は、学校部活動の地域展開を進めていますが、北九州市でも、令和9年9月から休日の学校部活動を廃止し、地域クラブへ移行する方針です。今後、遠征や送迎などを地域クラブや保護者に委ねる場面が増えることが予想されます。しかし、事故やけがへの対応、保険加入、遠征費などが保護者負担となることへの不安もあります。子供たちのスポーツ、文化活動は大切な権利であり、その安全確保を自己責任に委ねるべきではありません。

よって、国に対し、全国的な実態調査と緊急点検、安全な移動手段に関する基準整備、保護者負担を軽減するための財政措置の拡充を求めるものです。

次に、議案第20号、健康保険証とマイナ保険証の併用継続を求める意見書についてです。

政府は、従来の健康保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証を基本とする制度へ移行しました。しかし、マイナンバーカードの取得は任意であり、カードを持たない人や利用が困難な人が不利益を受けることがあってはなりません。

高齢者や障害者、認知症の方、施設入所者などからは、取得や更新、管理への不安の声が寄せられています。また、医療現場では、機器トラブルや登録情報の誤りなども報告されており、医療提供への影響も懸念されています。

国民皆保険制度の根幹は、誰もが安心して医療を受けられることにあります。よって、国に対して、従来の健康保険証とマイナ保険証の併用継続、資格確認書の確実な交付、マイナ保険証の利用を事実上強制しないことを求めるものです。

最後に、議案第21号、地球温暖化対策の強化を求める意見書についてです。

近年、記録的な猛暑や豪雨災害が相次ぎ、気候危機への対応は待ったなしの課題となってい

ます。市民の命と暮らし、地域経済を守るためには、温室効果ガス削減の取組を一層強化する必要があります。

国は、2050年カーボンニュートラルを掲げていますが、現在の取組は十分とは言えません。特に産業部門や発電部門については、実効性ある削減目標と対策が求められています。また、化石燃料への依存を続けるのではなく、省エネルギーと再生可能エネルギーを中心とした脱炭素社会への転換を進めることが重要です。

さらに、自治体が地域の実情に応じて温暖化対策を進められるよう、中小企業の省エネ支援、住宅の断熱改修、公共施設への再生可能エネルギー導入、公共交通の充実などへの財政支援の拡充も必要です。

よって、国に対し、温室効果ガス削減目標の強化、再生可能エネルギーの大幅導入、産業部門の実効性ある排出削減対策、自治体への財政支援強化を求めるものです。

以上、よろしく御審議のほど、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君） 質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案10件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。40番 永井議員。

○40番（永井佑君） 日本共産党北九州市会議員団を代表して、ただいま議題となりました議員提出議案第17号、「日本国国章損壊罪」の制定を求める意見書に反対の立場から討論を行います。

本意見書は、刑法第92条に外国国章損壊罪がある一方で、日本の国旗である日章旗を損壊する行為に対する処罰規定がないことを、刑法体系上の不均衡とし、日本国国章損壊罪の制定を国に求めるものです。さらに、教育現場で国旗・国歌を尊重するよう指導していることと刑法体系が整合していないとして、刑事罰の新設を求めています。しかし、私たちは、この意見書には重大な問題があると考えます。

第1に、外国国章損壊罪と日本国旗の損壊を同列に扱うことはできません。

刑法第92条の外国国章損壊罪は、外国に対して侮辱を加える目的でその国の国旗などを損壊した場合に処罰する規定です。しかも、この罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起できないとされています。これは、個々の国旗そのものを神聖不可侵のものとして保護するというより、外国との外交関係、国際関係上の紛争を防ぐという性格を持つ規定です。したがって、外国国章損壊罪があるのだから日本国国章損壊罪も必要だという議論は、保護しようとしている利益の性格を取り違えています。

第2に、この罪の新設は、憲法が保障する思想・良心の自由、表現の自由を侵害するおそれがあります。

日本国憲法第19条は、思想及び良心の自由を保障し、第21条は、表現の自由を保障しています。国旗に対してどのような感情や意見を持つかは、国民一人一人の内心に関わる問題です。国旗を尊重する人もいれば、歴史的経過や政治的立場から国旗・国歌の強制に強い違和感を持つ人もいます。民主主義社会においては、そうした多様な意見や感情が存在すること自体を認めなければなりません。

もちろん、他人の所有物を壊せば、器物損壊罪など既存の刑法で対応できます。公共物を損壊すれば、それも既存法で対応できます。問題は、自分の所有する国旗を政治的意思表示として破る、燃やす、踏むといった行為まで国家への侮辱として刑罰の対象にするのかという点です。

国民の政治的表現を国家が侮辱と判断して刑罰を科すことになれば、政府批判や政治的抗議に対する萎縮効果を生みます。実際、複数の弁護士会も、日本国国章損壊罪の法制化について、表現の自由や思想・良心の自由を侵害するおそれがあるとして、反対の声明を出しています。

第3に、教育現場における国旗・国歌の指導を理由に刑罰法規の新設を求めることは、教育の在り方としても誤りです。

本意見書は、学校で国旗・国歌を尊重する態度を育てるよう指導している一方で、刑法体系が整合していないと述べています。しかし、教育において大切なのは、国旗や国歌について一つの態度を強制することではありません。歴史を学び、国民主権、基本的人権、平和主義という憲法の理念を学び、他国の人々を尊重し、同時に、自分と異なる意見を持つ人の自由も尊重する力を育てることです。

教育で尊重を教えるから刑罰も必要だという論理は、教育を刑罰で裏打ちするものです。それは、子供たちに民主主義を教える方向ではなく、国家への従属を教える方向に傾きかねません。

第4に、立法の必要性が明らかではありません。

本意見書は、国内で過去に国旗の引き下ろし、焼却、損壊などの事案が複数確認されていると述べています。しかし、それが既存法では対応できないほど重大かつ広範な社会問題になっているのか、刑罰を新設しなければならないほどの立法事実があるのかは示されていません。

刑罰は、国家権力が国民に対して最も強い制裁を加える手段です。したがって、刑罰法規の新設には、明確で具体的な必要性が求められます。不快だ、許せない、国旗を大事にすべきだという感情だけで刑罰を新設することは、自由な社会にふさわしくありません。

第5に、この意見書が求める方向は、今日の市民生活の切実な課題から見ても、優先順位を誤っています。

物価高騰、医療・介護の人手不足、教育現場の多忙化、災害対策、地域経済の疲弊など、市民の暮らしには国に求めるべき課題が山積しています。北九州市議会が国に対して発信すべきことは、市民の命と暮らし、平和と福祉、教育、地域経済を守るための具体的な施策の充実です。国旗に対する行為を刑罰で取り締まる法律を制定せよと求めることが、今、地方議会として最優先に発信すべき課題とは考えられません。

最後に、申し上げます。

国旗を大切に思う気持ちは、刑罰で強制して生まれるものではありません。国民がその国の政治に信頼を持ち、平和と民主主義、人権が守られ、誰もが大切にされていると実感できる社会の中でこそ自然に育まれるものです。国家の象徴を守る名目で国民の表現の自由や思想・良心の自由を狭めることは、民主主義国家として進むべき道ではありません。

以上の理由から、日本共産党北九州市会議員団は、日本国国章損壊罪の制定を求める本意見書に反対するものです。

○議長（中村義雄君）次に、57番 井上議員。

○57番（井上純子君）変革と成長の井上純子です。

それでは、私からは、議員提出議案第16号、第18号について、一括して反対の立場で討論いたします。

まず、どちらにおいても、国の対策を求める原因としまして中東情勢の緊迫化について挙げられており、これらに起因する国民生活への影響を最小限に抑える政策の必要性については賛同する考えです。

前後しますが、まず、会派日本共産党から提出された議案第18号、イラン情勢に伴う影響から市民生活と地域経済を守るための対策強化を求める意見書について、賛同できない部分は、要望項目2つ目にあるとおり、再生エネルギーの導入拡大、分散型エネルギーの整備を進め、海外の化石燃料に過度に依存しないエネルギー安全保障の確立を求めている点です。

今日も議員駐車場はいっぱいでした。恐らく議員皆様の多くがガソリン車かと思います。そして、日々の生活に必要な身の回りのものの多くが石油由来のものです。また、再エネ導入の拡大には初期投資や維持管理費も必要となり、この財源として、国民の電気料金に再生可能エネルギー賦課金が上乗せされて負担になっています。つまり、緊急時において、再生エネルギーの導入拡大では現実的な解決方法にはなり得ないと考え、本意見書に反対するものです。

次に、議案第16号、会派北九州会から発案され、議会運営委員会として多くの市議の皆様の方針でもあります中東情勢等を踏まえた地方財政支援に関する意見書について、反対理由を述べます。

重ねて申し上げますが、私は、中東情勢の緊迫化による国民生活への影響を最小限にとどめる政策には賛成いたします。しかし、この意見書の趣旨は、これらを理由に、地方都市に金をくれというものです。

ここで、反対する理由を述べます。

1 点目に、有事対策を行う実施主体は地方ではないということです。

つい先日可決された国の令和 8 年 6 月補正予算におきましても、総額約 3 兆円のうちほとんどがガソリンや光熱費の価格高騰補填に充てられ、国は、市民生活に直接影響する価格転嫁を最小限に抑える方針です。ここで、県、市、全国の自治体が主体性を持って時間差で取り組めば、過去には、コロナ禍では、現場にアルコール消毒剤やマスクが重複して届いたことや、光熱費高騰時には、市で高騰分の予算をつけた後に国が遅れて価格抑制し、結果として余剰金が発生し、使途不明になったこともありました。構造的に非効率的な実施体制となり得ます。

今もなお、中東情勢の状況は刻一刻と変化しています。だからこそ、有事対策の主体は国に任せるべきであり、地方都市は補助としての役割であると考えます。

2 点目に、有事の際に地方都市の都市間競争は不要であるということです。

コロナ禍から繰り返されてきた、地方に裁量のある交付金について、これらは緊急性がありながらも、支援内容である対象者や手法を自治体に任せられることにより、令和 7 年末の緊急経済対策における多額の地方都市へのばらまきが招いた結果は、下水道減免の町もあれば、プレミアム率のある商品券や給付金など、評価と批判が地方都市に集中し、不要な都市間競争を招いています。

なお、都市間競争には賛成ではありますが、有事に便乗した国交付金ではなく、財政健全化と自主財源の確保による本来あるべき自治体の努力によって競うものであるという考えです。

3 点目に、国が税金を元手とした地方へのばらまきは、多くの無駄なコストが発生するということです。

一部自治体のように、最小限のコストで支援する下水道使用料の減免を選択する町もあれば、本市のように、多額のコストが発生する給付金や商品券という選択を取る町もあり、今議会においても、たった 4 万 4,000 世帯に 1 万円を給付するために約 1 億円もの経費が発生しています。ただでさえ円の価値が下がる中で、国民に届く税金を目減りさせる必要はありません。

以上を踏まえ、私は、有事に便乗した公金依存による地方の政治パフォーマンスに終止符を打つべきと考え、本意見書に反対するものです。

以上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、52 番 井上議員。

○52 番（井上しんご君）皆さんこんにちは。緑の風の井上しんごです。今日は赤いですが、日本国国旗を基にしたデザインの東京オリンピックの格好でさせていただきます。

私は、議員提出議案第 17 号及び 21 号に反対の立場で討論します。

まず初めに、第 21 号の、地球温暖化対策の強化を求める意見書についてです。

意見書の柱であるカーボンニュートラルの実現については賛同します。一方で、4 項目めに

ある、LNG火力発電所など化石燃料利用の延命ではなくには意見があります。

我が国の電源構成について、資源エネルギー庁の2024年度速報値では、自然エネルギーは26.5%、火力発電は64.6%、原子力は8.8%です。火力発電の石炭とLNGは、近年、技術革新が進み、石炭ガス化複合発電の発電効率は46%です。LNGは、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電では、石炭よりも高い52から60%の発電効率があり、CO₂排出量は従来型の火力発電の半分以下です。

今年3月に若松区臨海部で運転を開始したLNGひびき発電所の発電効率は、世界最高水準の64%で、将来的に水素などカーボンフリー燃料の活用も検討されています。本市におけるLNG高効率発電所は、国民のカーボンフリーに対する期待にも十分応え得る水準であると考えます。

現状では、化石燃料を活用することなしに安定的な電源確保は不可能です。脱原発を宣言したドイツでも、6割を占める自然エネルギーを4割の火力発電で補っています。我が国でも、自然エネルギーを主流にする必要があると思いますが、供給不安定な自然エネルギーを安定電源である火力発電が補うやり方は、核融合発電などができるまで、当分、主流になると考えられます。

化石燃料を認めないとなれば、安定電源として原子力に回帰していくリスクもあり、福島原子力事故で、先祖から受け継いだ国土を汚してしまった歴史を鑑みると、原発への依存を増やすことは容認できません。当面、火力発電の技術革新を進めつつ、化石燃料を大切に使いながら、本市としてもLNG高効率発電の有用性を今後とも国内外へ発信していく必要があると考えます。

最後に、第17号の、「日本国国章損壊罪」の制定を求める意見書についてです。

今月1日に発表された法律案によると、人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法により公然と国旗を損壊し、除去し、または汚損した者は、2年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金に処するとされています。

平成24年に自民党が提出した国旗損壊罪は、日本国に対して侮辱を加える目的でという目的規定があり、刑法第92条の外国国章損壊罪も同様の規定がありました。しかし、今回の法案は、侮辱目的であるかの有無を問わず、損壊した行為そのものを罰則の対象にしています。これは、処罰対象の範囲を際限なく広げることにつながり、意図せぬ損壊への処罰や、お子様ランチはオーケーとか、万国旗は、日の丸のバツ印はといった具合に、それぞれの事例を際限なく検証しなくてはならず、時代の雰囲気によって適用の可否が左右される懸念があります。

国旗損壊罪の立法動機として、外国の国旗を損壊したら処罰されるのに日本国国旗を損壊しても罪にならないのはおかしいというものです。だったら、外国国章損壊罪のほうをむしろ廃止すべきだと思います。

刑法は、明治40年に制定され、戦後の日本国憲法の公布に伴い、皇室に対する罪やかん通罪

の廃止などの一部改正を行い、多くが引き継がれています。外国国章損壊罪は、その刑法第4条の国交に関する罪の最初に書かれています。

明治38年、日露戦争に勝利した日本は、欧米列強に立憲国家として認知させるために、国内法にとどまらず、国際的なマナーや規範を定めた法整備をする必要がありました。国内で外国国旗が公然と損壊されれば、外交上の問題に発展しかねず、我が国の国益を著しく害するおそれがあった、これが立法事実です。諸外国を尊重するというより、欧米と並ぶ列強となることが目的であり、3年後の明治43年には大韓帝国を廃止し、韓国を併合しました。その後、列強と競い合い、中国大陆での権益確保のため、軍を駐留させています。

戦後、現行憲法下において、外国国章損壊罪での立件は極めて難しく、器物損壊罪などの他法を適用しています。昭和37年、当時の中華民国の国旗を損壊したとされた事件では、高裁は外国国章損壊罪で有罪としたものの、最高裁で棄却され、外国国章損壊罪では無罪となっています。そのほかにも、外国国旗を引きずり下ろしたり踏みつけたり燃やしたりしたケースで、手製の国旗は対象外だったり、掲揚された国旗以外は適用外、その適用にはかなりのハードルがあります。

今回の法案も同様です。一体誰が取り締まるのでしょうか。一般市民を狙ったトクリュウの事件で市民生活が脅かされ、SNS上での詐欺被害が過去最高を更新する中で、警察は日々現場で対応しています。国民の命と財産を守る使命を負う政府において、これが最優先事項だとは思いません。国民同士が互いに監視し合うのも異常であり、国民統合の象徴として認知されつつあった日の丸が対立・分断の象徴となることを懸念します。

そして、この法案の最大の問題が、人に著しく不快または嫌悪の情を催させることを処罰の起点にしている点です。

どの行為を不快に思うか、嫌悪するかは人それぞれであり、個人の内心に関するものです。具体的な財産権その他の基本的人権の侵害がなくても、不快に思えば罰するという点は、明らかに憲法に違反しています。私が知る限り、日本国憲法下の法体系にはありません。私のパンチパーマを不快に思った方がいれば坊主にされるようなものです。

戦後、現行憲法の価値にそぐわない治安維持法や不敬罪やかん通罪が廃止されました。それは、内心の自由を侵害するからです。今このタイミングで、個人の内心に介入する法律をつくることは、最終的には、個人の尊重や思想信条の自由などを定めた現行憲法の廃止で、基本的人権が毀損されるのではと危惧します。

憲法13条の、全ての国民は個人として尊重される、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り最大の尊重を必要とするとあるように、憲法の根幹に関わる部分です。この条文には、公共の福祉に反しない限りという前置きがありますが、個々人の不快に思うことと公共の福祉は全く別物です。公共の福祉は、人権を制約するものとして、みだりにこれを乱用してはならず、政府や行政が決めることはできません。

過去、市民からの苦情や迷惑、不快などを理由に、結社や表現の自由の制限を公共の福祉を理由にして行政が許可しないことがありましたが、裁判で否定されています。憲法上、思想信条や表現の自由に関することは最大の尊重が求められているためです。

配付資料にあるように、私は18歳から様々なデモ行進に参加してきましたが、日の丸を燃やしたことも踏みつけたこともありません。一方で、日章旗や海上自衛艦旗のきょく日旗を振り、ヘイトスピーチや外国人差別のデモ行進を見ると、国旗やきょく日旗を尊重する一個人として憤りを感じます。

国旗は、国旗・国歌法で、その縦横比7対3とか、日章の位置、色などが規定されています。議場配付資料の闘魂鉢巻き、今日お持ちしました。ある伝説のレスラーのファンの方から頂いたものですが、これはこの規定に当てはまりません。手製の国旗や正方形の国旗も、日の丸ではあるものの、国旗ではないことになります。

法案は、アニメや漫画、生成A I等による創作物は処罰の対象外としていますが、今、生成A Iを使うと、まるで本物の映画のようなものがつくれ、見分けることは困難です。権力で規制すれば、それへの反発も起きる。日本国国章を政争の道具にする必要があるでしょうか。そっとしてあげるべきです。

2つ目の問題点は、差し迫った立法事実がないという点です。

現行法でも、市役所に掲揚されている国旗を勝手に引きずり下ろしたら、国旗損壊罪よりも重い拘禁刑3年、罰金300万円以下の器物損壊罪の疑いで逮捕されます。先ほどの提案理由にあるような、私有地や公道で国旗を燃やしたら、放火罪、消防法違反、器物損壊、火災予防条例違反など、現行法でも十分対処できます。

自民党内でも議論があるように、今現在、国旗が著しく損壊されている事例はなく、今すぐに法整備をしなければ国民の生命や財産に危害が及ぶものでもありません。SNS等で閲覧数アップを狙って損壊行為など不快な行為をしている者がいるというだけで、広く全国民を対象にした罰則法案をつくることは、明らかに不均衡です。

3つ目の問題点が、国旗損壊が、掲揚されている国旗など行政や他の所有物の国旗への損壊ではなく、個人所有の国旗についても罰するという点です。

憲法第29条は、財産権はこれを侵してはならないとあります。個人で所有するものをどう処分するかは所有者個人に委ねられていると解されています。古くなった国旗を焼却場で燃やす行為は法案でも処罰されませんが、これを第三者が撮影してSNSでアップした場合、一体どちらを処罰するのでしょうか。

また、仏壇などの仏具についても、ごみに捨てるのは忍びないと、おはらいをして処分したりしています。たとえ仏像であろうとも、所有者の信仰いかんでは、雑に捨てたとしても、個人のものであれば問題ありません。それを信仰のある方や仏像を大切に思っている人が見れば不快に感じるでしょうが、個人の財産権や思想信条の自由を罰することはできません。

国旗やその他の創造物に対する見方は人それぞれです。その創造物に神が宿っていると思う人は大切に扱うでしょうが、白地の布に赤いインクでプリントしたものと思う人がいても不思議ではありません。仏像やイエス像、神社の御神体、推し活に至るまで、人それぞれ大切なもの、価値を置くものは違います。国家がこれを尊重しろと強制することはできません。国旗・国歌法制定時にも、国旗尊重を盛り込むことなどが議論されましたが、当時の総理はそれを拒否した経緯があります。

日本は、八百万の神がいると言われています。お酒の神様、海や山、巨石や巨木など自然に対する畏敬の念や信仰など、その対象も多様です。これは私たちの根底に流れています。仏教も長い年月で日本に定着し、仏教はその土地の神様に敬意を示し、神々も仏と習合し、双方のよさを生かしながら今日の日本文化を形成してきました。キリスト教やイスラム教の神様も、日本文化の素地から考えると、神様のお一人です。古事記を読むと、よく意見の相違で神々が言い争っている記述を見ます。神々においても、考えは多様です。だからこそ、1年に1回、神無月には、八百万の神様が出雲に集い、この国の行く末を語り合っているのではないのでしょうか。

今回の国旗損壊罪は、国旗であったとしても、特定の創造物に対する敬意を求め、内心の自由を超えて処罰規定まで設けていることは、違いを許容し互いを尊重する我が国の憲法や文化とも相入れないものです。我が国の伝統と価値をそれこそ損壊するものと言わざるを得ません。

日本国憲法第98条では、この憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部はその効力を有しないとされています。明らかに憲法の価値と相反するこの日本国国章損壊罪は、仮に成立しても、その瞬間から、憲法の条項に反する法律として、効力を有しないと見るべきです。

このような憲法上かしのある法律を提出するべきでないことを求めて、討論を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第12号から15号までの4件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第16号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、可決されました。

次に、議員提出議案第17号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、可決されました。

次に、議員提出議案第18号から20号までの3件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、いずれも否決されました。

ただいまの議員提出議案第20号の議決により、陳情第15号については、不採択とすることに決定したものとみなします。

次に、議員提出議案第21号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第22 請願・陳情の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、請願及び陳情の閉会中継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のあった請願7件及び陳情85件については、いずれも閉会中継続審査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第23 所管事務の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、所管事務の閉会中継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のとおり、閉会中継続調査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第24 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元配付の議員派遣一覧表のとおり、5件の議員派遣を決定すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第25 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、28番 成重議員、57番 井上議員を指名いたします。

以上で議事は終了いたしました。

これをもちまして令和8年6月北九州市議会定例会を閉会いたします。

午前11時12分閉会

委員会報告書(写)

(議 案)

令和 8 年 6 月 定例会

総務財政委員会

議案番号	件 名	結 果
第69号	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	承 認
第70号	北九州市印鑑条例の一部改正について	可 決
第71号	北九州市市税条例の一部改正について	可 決
第75号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管分	可 決

経済港湾委員会

議案番号	件 名	結 果
第75号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管分	可 決

都市ブランド教育委員会

議案番号	件 名	結 果
第72号	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可 決
第75号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管分	可 決

保健福祉子ども委員会

議案番号	件 名	結 果
第75号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管分	可 決

環境水道防災委員会

議案番号	件 名	結 果
第75号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算（第 1 号）のうち所管分	可 決

都市戦略整備委員会

議案番号	件 名	結 果
第73号	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更について	可 決
第74号	市道路線の認定、変更及び廃止について	可 決

委員会報告書(写)

(陳 情)

令和8年6月定例会

保健福祉子ども委員会

不採択とすべきもの

陳情番号	件 名	委員会での 議 決 月 日
第15号	健康保険証とマイナ保険証の併用を求める意見書の提出について	5月21日

閉会中継続審査申出書(写)

(請 願)

令和 8 年 6 月 定例会

総務財政委員会

請願番号	件 名
第 3 号	所得税法第56条の廃止について
第 4 号	インボイス制度の廃止を目指し、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願について
第 5 号	「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願について

都市ブランド教育委員会

請願番号	件 名
第 6 号	小・中学校で、全ての学年の20人学級を展望し、子供たちに「ゆきとどいた教育」を求める請願について
第 7 号	学校給食における「結果としての宗教配慮」の妥当性と憲法的判断プロセスの解明に関する請願について
第 8 号	早急に全ての学年で学校給食無償化を求める請願について

都市戦略整備委員会

請願番号	件 名
第 1 号	高齢者や障害者の移動手段の確保について

閉会中継続審査申出書(写)

(陳 情)

令和 8 年 6 月 定例会

総務財政委員会

陳情番号	件 名
第 1 号	「市立市民センター等での市への提出文書収受に関する条例」の制定について
第30号	議会棟南側議員駐車場を障害者らに開放することを求める陳情について
第31号	年長者や障害者らに議会棟東側駐車場への駐車を認めていただくことを求める陳情について
第81号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について
第95号	いじめのないすがすがしい北九州市にさせていただくことを求める陳情について
第96号	市民のガソリン等燃料の購入に対する市独自の補助について
第101号	住民票や戸籍謄本の「事前登録型本人通知制度」の導入について

経済港湾委員会

陳情番号	件 名
第64号	社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について
第67号	国に国民の主食である米の価格統制をすることを求める意見書の提出について

都市ブランド教育委員会

陳情番号	件 名
第 5 号	学力最下位都市脱出について
第 6 号	不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情について
第16号	小倉南特別支援学校の教育環境整備について
第38号	初代門司駅遺構に関して「北九州市文化財保護審議会」に直ちに諮問することについて
第40号	英検 3 級程度の対外資格を取得した市民及びその親権者に対し市長賞を授与することに関する決議について
第56号	北九州市の文化財保護行政の是正を求める陳情について
第57号	北九州市の文化財保護条例の改正についてのうち第 2 項
第61号	北九州市立学校におけるムスリム食を含む全ての宗教対応給食の導入禁止について
第66号	北九州市の公立学校でハラル食が実施されることについて
第74号	九州朝鮮初中高級学校への補助金を一昨年までの水準に戻すことと、国に政策の転換すなわち、朝鮮高校生徒も無償化の対象とするよう求める決議を上げることを求める陳情について

都市ブランド教育委員会（続き）

陳情番号	件 名
第80号	門司弓道場の存続について
第82号	中学校（特別支援学校中学部・高等部を含めて）給食無償化の早期実施に向け、市議会決議を求める陳情について
第92号	いじめのないすがすがしい北九州市にさせていただくことを求める陳情について
第102号	不登校児童生徒に関する副教材費等の取扱いについて

保健福祉子ども委員会

陳情番号	件 名
第 8 号	児童養護施設における児童虐待等の実態について
第14号	加齢性難聴者の補聴器購入に助成制度を求める陳情について
第18号	精神障害者保健福祉手帳の不正取得者への厳格な対応について
第21号	排泄課題を抱える障害者及び障害児への日常生活用具認定に関する陳情について
第33号	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情について
第37号	住民税非課税など低所得者へのエアコン設置費用の助成を求める陳情について
第42号	8020運動「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」の推進に関する決議について
第45号	年長者や障害者に優しい補聴器無償支給等をお願いする陳情について
第51号	北九州市立ユースステーションはシニアも利用できるということを分かりやすい表現で市民に伝えることを求める陳情について
第52号	生活保護利用者の死亡に際して、生存中に利用したおむつ代などの費用を保護費において支給することを求める陳情について
第65号	社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について
第68号	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出について
第70号	介護事業所の維持、介護従事者の処遇改善を求める陳情について
第71号	化学物質過敏症を障害者総合支援法の対象疾病名にするよう国に意見書を提出することについて
第72号	生活保護申請時に求められる、年金調査は全区で委任状提出に統一することを求める陳情について
第76号	厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMDAへの副反応報告収集の強化を確認するための陳情について
第83号	生活保護利用者へのケースワーカーによる支援をきちんと行うことを求める陳情について
第86号	北九州市役所主導の葬儀事業を行うことを求める陳情について
第88号	市内での電子たばこ販売や吸引を禁止させることを求める陳情について
第93号	条例で支給する補聴器を音量が大きいものに改めることを求める陳情について

保健福祉子ども委員会（続き）

陳情番号	件 名
第97号	ひきこもりに対する実態調査と支援策の策定に関する陳情について
第103号	「新たな地域医療構想」の策定に向けて、北九州市として積極的な関与を求める陳情について
第104号	介護事業所の人材確保支援及び事業所運営支援の強化を求める陳情について
第105号	国が認めている、生活保護利用者に対する一時扶助制度等の運用改善を求める陳情について

環境水道防災委員会

陳情番号	件 名
第 3 号	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組について
第 4 号	国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出について
第24号	国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについて
第26号	私有地等の周辺の清掃についての努力義務に関する決議について
第32号	城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJONOにおいて、厨房排気ダクトに北九州市火災予防条例違反のダクトが施工されていることについて
第35号	（仮称）中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染について
第54号	北九州空港の特定利用空港選定撤回と自衛隊の飛行訓練中止を国に求める陳情について
第75号	「地球沸騰」による破局を避けるべく、実際に温室効果ガスの削減を実現できる、画段階的な対策を構想し講じることを求める陳情について
第77号	公共浄化槽等整備推進事業の実施を求める陳情について
第78号	市内でのオスプレイを含む自衛隊機の夜間訓練・低空飛行訓練を行わないことを防衛省などに求める陳情について
第85号	南海トラフ巨大地震に備える北九州市の防災対策を求める陳情について
第91号	「喫煙者に対し携帯灰皿保有」を促す決議の提案について

都市戦略整備委員会

陳情番号	件 名
第 7 号	日本化薬折尾工場跡地の用途変更申請並びに開発許可手続に関する質問と陳情について
第 9 号	新門司地区における市街化調整区域の撤廃について
第11号	河内温泉・あじさいの湯の早期再開を求める陳情について
第12号	旧クロサキメイトビル跡の一日も早い再生について
第17号	都市計画道路（新町井ノ浦線）の早期建設について
第19号	巨大広告塔の耐震・耐風審査について

都市戦略整備委員会（続き）

陳情番号	件 名
第27号	城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJONOにおいて、新築申請時計画とは異なる（劣る）断熱材の施工が行われていた事実への対応について
第28号	建設費用や点検費用が膨大な横断歩道橋を無くし、年長者や障害者に優しい横断歩道を設けていただくことを求める陳情について
第43号	上藤松6号線の狭あい道路と北九州市の土地行政の諸問題について
第46号	東鳴水二丁目交差点の横断時間延長調整を求めている陳情について
第47号	まち美化や衛生上の観点からガードレール清掃を求める陳情について
第50号	特定の私道脇の側溝は市が管理していただくことを求める陳情について
第55号	複合公共施設工事の即時中止と地震・津波の学術的調査と防災対策を行うことについて
第59号	小倉南区若園地区の側溝に蓋を設置して塞ぐことを求める陳情について
第60号	農道の維持管理について
第63号	社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について
第69号	折尾駅南側駅前広場の歴史伝承「線路跡にラインを描く」などについて
第73号	市長及び全職員に対して行政文書について適切な対応を行うように求める旨の市議会の決議について
第87号	公園の遊具は健全な人が安全に造った遊具を用いることを求める陳情について
第89号	北九州市自転車の放置の防止に関する条例の改正提案について
第90号	防犯登録が不適切な自転車に関する条例の新設提案について
第106号	防災集団移転促進事業の市民に対する広報について

議会運営委員会

陳情番号	件 名
第2号	議会審議において、各議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したか分かるようホームページで公開することについて
第25号	北九州市議会傍聴環境の改善について
第41号	市議会委員長の許可を得た上で各委員へ配布された資料について、議事録に掲載することを認めるよう求めることについて
第53号	市議会常任委員会での請願・陳情審査時の議事進行について

閉会中継続調査申出書(写)

令和８年６月定例会

委員会名	件名
総務財政委員会	○ 持続可能な都市経営のあり方について ○ 住みやすいまちづくりについて
経済港湾委員会	○ 地域経済の成長とにぎわいの創出及び農林水産業の活性化について ○ 港湾・空港機能（洋上風力発電事業を含む）の強化について ○ 公営競技を活用した観光振興と地域貢献について
都市ブランド教育委員会	○ 本市の魅力を生かした観光施策の推進について ○ 多様性を尊重した教育環境の整備について
保健福祉子ども委員会	○ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について ○ 高齢者・障害者福祉の充実について ○ 人権文化のまちづくりについて ○ 「こどもまんなかc i t y」の実現に向けたこども・子育て支援の推進について
環境水道防災委員会	○ 大規模自然災害や火災に備えた防災・減災対策について ○ サステナブルシティを目指した取組について ○ ライフラインの強化と持続可能な上下水道事業の推進について
都市戦略整備委員会	○ 公共インフラの適切な維持管理・整備について ○ 安全で快適なまちづくりについて ○ 交通政策について
議会運営委員会	○ 定例会及び臨時会の会期日程について ○ 議会の運営について ○ 議会の会議規則、委員会条例等について ○ 議長の諮問について

議員派遣一覧表（令和８年６月定例会）

派遣議員(団体名等)	目 的	場 所	期 間
総務財政委員会 村上幸一、大久保無我、吉村太志、鷹木研一郎、廣田信也、村上直樹、宇都宮亮、永井佑、伊崎大義、小金丸かずよし	ＤＸ・ＡＩの取組、多文化共生の取組、アプリによる自治会加入促進の取組及び電子投票の取組に関する調査研究	神奈川県横須賀市、横浜市、川崎市	令和８年７月 １日～３日
経済港湾委員会 渡辺修一、三宅まゆみ、菊地公平、上野照弘、富士川厚子、大石正信、井上しんご、松尾和也	スタートアップ支援の取組及びデータセンター誘致の取組に関する調査研究	札幌市、北海道石狩市、北海道苫小牧市	令和８年７月 ７日～９日
都市ブランド教育委員会 高橋都、小宮けい子、宮崎吉輝、吉田幸正、立山幸子、岡本義之、山田大輔、宇土浩一郎、本田一郎、有田絵里	データを生かした観光施策の取組、観光資源の活用の取組、義務教育学校の取組及びこども本の森の取組に関する調査研究	北海道小樽市、札幌市	令和８年７月 ７日～９日
保健福祉子ども委員会 金子秀一、森本由美、中村義雄、西田一、小松みさ子、松岡裕一郎、中村じゅん子、伊藤淳一、小宮良彦、柳井誠	ヤングケアラーへの支援の取組、札幌市手話言語条例及び札幌市障がい者コミュニケーション条例の取組、札幌市障がい者就業・生活相談支援事業の取組及び江別市子育てひろば「ぽこあぽこ」の取組に関する調査研究	北海道苫小牧市、札幌市、北海道江別市	令和８年７月 ８日～１０日
環境水道防災委員会 日野雄二、荒川徹、戸町武弘、田中元、たかの久仁子、木畑広宣、泉日出夫、奥村直樹、村上さとし	南海トラフ地震に備えた取組、資源循環の推進と持続可能なごみ収集の取組、水道事業におけるＩＣＴを活用した取組及び下水汚泥を活用した取組に関する調査研究	静岡市、東京都町田市、横浜市	令和８年７月 １５日～１７日

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 義 雄

副 議 長 村 上 直 樹

議 員 成 重 正 丈

議 員 井 上 純 子